



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月31日(火) 号外(第19号)

目次

規則

○群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

ページ

2

規則

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十六号

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「群馬県森林環境部環境局自然環境課野生動物係長」を「群馬県環境森林部自然環境課野生動物係長」に、「群馬県森林環境事務所」を「群馬県環境森林事務所」に改める。

第三条の二第一項中「第五項第三号」を「第五項第一号」に改める。

第五条の四第一項第八号中「使用して条例」を「使用し、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第七百六十一条に規定する地方税共同機構を経由して条例」に改める。

第十条第一項中「第五百五十七条第一項」を「第四百四十七条の三第一項」に改め、同条第二項中「第五百五十七条第二項」を「第四百四十七条の三第二項」に改める。

第三十七条の二に次の一号を加える。
六 法附則第十二条の二に規定する利用 本人確認ができる書類(運転免許証、旅券その他これらと同等の証明力を有するものに限る。)及び同条に規定する国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者が発行する当該国際競技大会の参加選手であることを証明する書類

第四十二条の十五中「第四百四十七条の十八第一項第二号」を「第四百四十七条の十八第一項第一号」に改める。

第四十二条の十八に次のただし書を加える。
ただし、当該手帳の余白に受理印を押すことが困難である場合は、受理印の押印に代えて、知事が定める方法による。

第四十四条第一項第一号中「第三条第一項の規定により古物営業」を「第三条の規定により古物営業」に、「平成七年法律第六十六号」附則第三条第一項を「平成三十年法律第二十一号」附則第二条第三項に、「古物営業法第三条第一項」を「古物営業法第三条」に改める。

第四十四条の三に次の一項を加える。
2 第四十二条の十八ただし書の規定は、前項本文に規定する受理印の押印について準用する。
第五十条の表中

第四十三号様式 予納申出書

法第十七条の三第一項 を

第四十三号様式	予納申出書	法第十七条の三第一項
第四十三号の二様式	災害等による期限の延長申請書	条例第二十一条第三項

に、

第四十五号様式	納税証明請求書	法第二十条の十第一項等
第四十五号の二様式	納税証明書	
第四十五号の三様式	納税証明書	

を

第四十五号様式	納税証明請求書	法第二十条の十等
第四十五号の二様式	納税証明書	
第四十五号の三様式	納税証明書	

に改め、同表

第七十六号の十様式の項中「第七十条第六項」を「第七十条第七項」に改め、同表第一百十号様式の項中「第四百四十七条の十九第二項」を「第四百四十七条の十八第二項」に改め、同表第二百二十三号の二様式の項中「及びクレジットカード」を「クレジットカード」及び「スマートフォンアプリ」に改める。

第七号の二様式裏面及び第八号の二様式裏面中「群馬県知事印」を削る。

第九号様式(第九号様式の個人の事業税納税通知書の裏面)中「群馬県知事印」を削る。

「群馬県知事印」を削る。同様式(第九号様式の個人の事業税領収証書の裏面)中「群馬県知事印」に改め、同様式(第九号様式の個人の事業税領収証書の裏面)中「群馬県知事印」を削る。

第十号様式(第十号様式の不動産取得税納税通知書の裏面)中「群馬県知事印」に改め、同様式(第十号様式の不動産取得税領収証書の裏面)中「群馬県知事印」を削る。

第十号の二様式(第十号の二様式第一片及び第三片の裏面)及び第十号の三様式(第十号の三様式第一片及び第三片の裏面)中「群馬県知事印」を削る。

第十一号様式(第十一号様式の自動車税(種別割)納税通知書の裏面)中「群馬県知事印」に改め、同様式(第十一号様式の自動車税(種別割)納付書の裏面)中「群馬県知事印」を削る。

第十一号の三様式中「群馬県知事印」を削る。

第十二号様式(第十二号様式の鈐区税納税通知書の裏面)中「及びPay-easy(ペイジー)」を「Pay-easy(ペイジー)及びスマートフォン決済アプリ」に改め、同様式(第十二号様式の鈐区税領収証書の裏面)中「、商工組合中央金庫」を削る。

第十二号の二様式(第十二号の二様式第一片及び第三片の裏面)、第十二号の四様式(第十二号の四様式第一片及び第三片の裏面)、第十三号様式(第十三号様式第一片及び第三片の裏面)、第十四号様式(第十四号様式第三片の裏面)、第十五号様式(第十五号様式第一片及び第三片の裏面)、第十六号様式(第十六号様式第一片及び第三片の裏面)中「、商工組合中央金庫」を削る。

第十六号の二様式(第十六号の二様式の個人の事業税領収証書の裏面)中「及びクレジットカード」を「、クレジットカード及びスマートフォン決済アプリ」に改め、同様式(第十六号の二様式の個人の事業税納付書の裏面)中「、商工組合中央金庫」を削る。

第十六号の三様式(第十六号の三様式自動車税(種別割)領収証書の裏面)中「及びクレジットカード」を「、クレジットカード及びスマートフォン決済アプリ」に改め、同様式(第十六号の三様式自動車税(種別割)納付書の裏面)中「、商工組合中央金庫」を削る。

第十六号の五様式(第十六号の五様式自動車税(種別割)領収証書の裏面)中「及びクレジットカード」を「、クレジットカード及びスマートフォン決済アプリ」に改め、同様式(第十六号の五様式自動車税(種別割)納付書の裏面)中「、商工組合中央金庫」を削る。

第十六号の七様式(第十六号の七様式の領収証書の裏面)中「及びクレジットカード」を「、クレジットカード及びスマートフォン決済アプリ」に改め、同様式(第十六号の七様式の納付書の裏面)中「、商工組合中央金庫」を削り、「法人の事業税及び」の次に「特定法人事業税」を、「法人の事業税」の下に「特別法人事業税又は」を加える。

第十七号様式(第十七号様式第一片及び第三片裏面)及び第十七号の二様式(第十七号の二様式第一片及び第三片の裏面)中「、商工組合中央金庫」を削る。
第四十三号様式の次に次の一様式を加える。

第43号の2様式（規格A4）

受	付	番号	
群馬県知事あて	災害等による期限の延長申請書 (県税条例第21条第3項の規定による申請書)		
	申請年月日	年	月 日
申請者	住所又は所在地	電話番号 ()	
	氏名又は名称 及び代表者名	印	
<p>県税条例第21条第3項の規定により、次のとおり県税に係る申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限の延長を申請します。</p>			
申請に係る行為の種類		申告・申請・請求・納付(入)・その他 ()	
年度	事業年度(期・月)	税目	税額
			円
			円
			円
申請に係る行為の期限		年 月 日	
延長を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで	
延長を必要とする理由			
注意事項	<p>1 この申請書は、災害その他やむを得ない理由がやんだ後すみやかに提出してください。</p> <p>2 期限の延長を必要とする理由を証明する書類を添付してください。</p> <p>3 期限の延長は、延長を必要とする理由がやんだ日から2月を限度とします。</p> <p>4 災害等により、申告税額を計算することができない場合は、「税額」欄の記入は必要ありません。</p>		

- 第百十号様式中「第147条の19第2項」を「第147条の18第2項」に改める。
- 第百二十二号の九様式中「平成7年法律第66号」附則第4条第1項」を「平成30年法律第21号」附則第3条第1項」に改める。
- 附則
- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県税条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。
 - 3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
